

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領

輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号(R1. 8. 13)

最終改正:輸出注意事項2023第26号・輸入注意事項2023第18号（令和5年12月20日）

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第3項又は第52条の承認のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）に係るものについて、一括して承認を行う場合の、包括承認の要件、承認に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定め、令和元年10月1日から実施する。

1. 包括承認の種類及び対象

(1) 包括承認の種類

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認（以下「特定科学施設包括承認」という。）とする。

(2) 包括承認の対象

- ① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の36の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」で定める国又は地域（ロシアを除く。以下「締約国等」という。）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの（以下のイ、ロ及びハを除く。）
 - イ ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とするもの
 - ロ ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第一号）との直接又は間接の取引によるもの
 - ハ 輸出令別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第三号）との直接又は間接の取引による（輸出令別表第二の三に掲げる貨物の輸出に限る。）もの
- ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（2）並びに8の（3）及び（4）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域がワシントン条約の締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの
 - イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア、シリア若しくはロシアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項、シリアの項又はロシアの項に掲げるもの
 - ロ ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）に限る。）を原産地とし、輸入公表二の表の第1のウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの
 - ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第4条第2項に規定する希少野生動植物種（同条第5項に規定す

る特定第一種国内希少野生動植物種及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)別表第二の表二に掲げるものを除く。)の個体等(種の保存法第6条第2項第4号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品をいう。)

2. 特定科学施設包括承認

(1) 申請者

特定科学施設包括承認の申請を行うことができる者は、特定科学施設の届出等について(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号。以下「届出通達」という。)に基づき、特定科学施設届出受理票の交付を受け、特定科学施設として経済産業省ホームページにその施設名、住所及び連絡先が公表されている者(以下「特定科学施設」という。)とする。

(2) 特定科学施設包括承認の要件

申請者が上記1.(2)に定める輸出及び輸入を行おうとする場合に、一括して承認を行ってもその輸出及び輸入が我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにしないと認められるときは、特定科学施設包括承認を行う。

3. 特定科学施設包括承認の範囲

特定科学施設包括承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出及び輸入とする。

(1) 上記1.(2)の輸出及び輸入

(2) 輸出又は輸入する貨物は次に掲げるものに限り、かつ、合法的に取得された動植物等であること。なお、これらは冷凍標本を含み、動物標本にあつては血液及び精液を除く。

- ① さく葉標本 (herbarium specimens)
- ② 保存された博物館用の標本 (preserved museum specimens)
- ③ 乾燥された博物館用の標本 (dried museum specimens)
- ④ 包埋された博物館用の標本 (embedded museum specimens)
- ⑤ 生きている植物 (live plant material)

(3) 輸出又は輸入される貨物の用途が、分類学又は種の保存に関する科学研究であること。

4. 特定科学施設包括承認の申請手続

特定科学施設包括承認を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。また、必要に応じて、その他の書類の提出や特定科学施設への立入検査の実施を求めることがある。

- (1) 特定科学施設包括(輸出・輸入)承認申請書(様式1) 2通
- (2) 特定科学施設包括(輸出・輸入)承認申請理由書(様式2) 1通
- (3) 特定科学施設届出受理票の写し 1通

5. 承認の条件

特定科学施設包括承認には、別紙に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

6. 特定科学施設包括承認の内容変更に係る申請手続

特定科学施設包括承認を受けた者は、名称又は住所を変更したときは、新たに特定科学施設包括承認の申請を行い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

なお、新たな特定科学施設包括承認を受けるときは、原承認証を返還しなければならない。

7. 特定科学施設包括承認の有効期限

特定科学施設包括承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲

内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、上記6. に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とし、いずれの場合も、12月31日を有効期限とすることを原則とする。

8. 特定科学施設包括承認の更新申請手続

特定科学施設包括承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、次の書類を提出し、更新の申請を行うことができる（ただし更新の申請者が、届出通達に基づき更新の申請の日から過去3ヶ月以内に特定科学施設目録受理票の交付を受けており、特定科学施設として経済産業省のホームページにその施設名、住所及び連絡先が公表されている場合に限る。）。

経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において特定科学施設包括承認を行う。

なお、新たな特定科学施設包括承認を受けるときは、原承認証を返還しなければならない。また、必要に応じて、その他の書類の提出や特定科学施設への立入検査の実施を求めることがある。

- (1) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請書（様式1） 2通
- (2) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請理由書（様式2） 1通
- (3) 特定科学施設目録受理票の写し（過去3か月以内に交付されたもの） 1通

9. 特定科学施設包括承認の取消及び失効

経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、当該承認を取り消すことがある。

- (1) 特定科学施設包括承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反したとき
- (2) 特定科学施設包括承認を受けた者又はその輸出若しくは輸入が上記2. の要件を満たさなくなったとき
- (3) 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれから必要があると認めるとき
- (4) 承認の条件で規定されている場合、又は我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実に履行する観点から必要があると認められるとき

また、承認の条件で規定されている場合の他、上記（1）～（4）の観点から必要があると認められるときは、経済産業大臣が定める期日から当該承認の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

10. その他

- (1) 特定科学施設包括承認を行う際は、記号「T-SWA」の次に、承認を行った年次を表す数字（西暦年号の末尾2桁の数字）及び、暦年ごとに100001から始まる一連番号を組み合わせた番号を付す。

（例）T-SWA-19-100001

- (2) 特定科学施設包括承認により輸出及び輸入を行う場合は、当該貨物が上記3.（2）①～⑤のいずれに該当するかをインボイスに英語で記載すること。

（記載例）herbarium specimens, live plant material

11. 申請窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

（連絡先）

住所： 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-1723

(別紙)

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の条件

- (1) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認は、本要領3. の範囲において貨物の輸出及び輸入を行う場合に限り、これを適用することができる。
 - (2) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により輸出を行う場合は、様式3で示すラベルに必要事項を漏れなく記載し、輸出する貨物に添付すること。(注)
 - (3) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により輸入を行う場合は、輸入する貨物に以下の事項が記載されたラベルが添付されていることを確認すること。(注)
 - ①CITESという略語
 - ②内容物がさく葉標本、保存された博物館用の標本、乾燥された博物館用の標本、包埋された博物館用の標本又は生きている植物であるという英語の表示
 - ③送付元である外国特定科学施設及び送付先である特定科学施設それぞれの名称、住所及び施設の登録番号
 - ④送付元である外国特定科学施設の担当者の署名
 - (4) 本承認に基づき輸出又は輸入を行った際の手続き書類（ラベルの写しを含む。）を、税関における輸出又は輸入許可の日の翌日から起算して、少なくとも5年間保管し、その内容について報告を求められた場合には、報告書を提出すること。
 - (5) 毎年3月末までにワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る前年（1月から12月）分の輸出及び輸入実績（様式4）を経済産業省に提出すること。
 - (6) 本承認の範囲は、承認後においても法令及び本要領の改正に伴い変更されることがある。
 - (7) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、本要領2. の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。
 - (8) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の範囲の輸出又は輸入をしようとする場合であって、その輸出又は輸入が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれがあると認められるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は輸入に対する特定科学施設包括（輸出・輸入）承認は、その効力を失う。
- (注) ラベルが添付されていない場合は、特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の対象外となる。

様式1 (4 (1)、8 (1) 関係)

根 拠 法 規	輸出貿易管理規則第2条の2 輸入貿易管理規則第2条の4
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認申請書

※ 承認番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 申請年月日 _____
氏名又は名称 及び代表者の氏名 _____
住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認の範囲

特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の3. に掲げるもの

※承認又は不承認

この申請を、
{ 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第2条第1項第1号
輸出貿易管理令第8条第2項
輸入貿易管理令第4条第1項
輸入貿易管理令第5条第2項 } の規定により
次の条件を付して承認する。
承認しない。

条件 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の5. に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式 2

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

1. 申請の別

新規 変更 更新 (いずれかに○を記載すること。)

2. 申請理由

3. 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により予定される輸出及び輸入の概要

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	



**Convention on
International
Trade in
Endangered
Species of
Wild Fauna and
Flora**

Article VII, part
6

SCIENTIFIC
MATERIAL

1. Contents:

2. From:	Name
	Address
	CITES registration number

3. To	Name
	Address
	CITES registration number

Signature

Label number

様式4

輸出・輸入実績報告書

経済産業大臣 殿

承認番号 _____

報告年月日 _____

報告者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

年 月 日から12月31日の間の、ワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入実績（別添）を報告いたします。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	